

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託実施要領

1 事業の趣旨・目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期江東区障害福祉計画」及び「第4期江東区障害児福祉計画」の策定を実施する。

令和7年度実施した実態調査結果について、分析内容を計画へ反映させるためにサービス必要量の見込みや目標値の設定等の面で区民のニーズに基づいた実効性のある計画の策定が可能な事業者への委託が必要である。そこで民間事業者の持つ専門性やノウハウを活かした計画書作成の提案を広く求めるために、以下のとおり江東区障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務を受託する事業者を公募する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年6月上旬から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 7,889,000円（消費税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者ではないこと。
- (6) 都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に事業所を有し、令和2年度以降、国又は地方自治体が発行した障害者に関する計画策定業務を受託した実績を有すること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表開始日
令和8年4月1日(水)
- (2) 質問受付期間
令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水)午後5時
- (3) 質問回答日
令和8年4月21日(火)までに回答
- (4) 参加表明書他必要書類提出期限
令和8年5月8日(金)午後5時
- (5) 第1次審査結果通知
令和8年5月19日(火)までに通知
- (6) 第2次審査
令和8年5月26日(火)
- (7) 最終選定結果通知
令和8年6月上旬

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ① 公 募 期 間：令和8年4月1日(水)～令和8年5月8日(金)午後5時
 - ② 公 募 方 法：江東区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ① 質問受付期間：公募開始～令和8年4月15日(水)午後5時必着
 - ② 質 問 方 法：質問書(様式4)を作成し「11 担当所管」に電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。
なお、メール未達により期限を過ぎるなどの事態発生を防ぐため、質問書をメール送信した際、確認のため、必ず「11 担当所管」の連絡先に電話すること。
 - ③ 回 答 日 時：令和8年4月21日(火)まで
 - ④ 回 答 方 法：質問への回答は江東区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。
- (3) 提出期限及び提出先
 - ① 提 出 期 限：令和8年5月8日(金) 午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 - ② 提 出 方 法：持参又は郵送による。
 - ・持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

- ・郵送の場合は、レターパック等、追跡可能な配達方法により提出期限までに必着のこと。
- ・提出先は、「11 担当所管」まで。

6 提出書類

- (1) 参加表明書【様式1】…1部
- (2) 作業計画書【様式2】…7部（正本1部 副本6部）
 ※副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。
 もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (3) 企画提案書（表紙【様式3】）…7部（正本1部 副本6部）
 ※正本のみ表紙を付すこととし、企画提案者が特定できる表現やロゴマーク等の記載がないよう作成すること。
- (4) 会社概要…1部
- (5) 見積書…正本1部
- (6) 「3 参加資格（6）」に記載の障害者に関する計画策定業務を受託した実績が確認できる書類(契約書表紙の写し等) …1部
- (7) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明…1部
 ※発行から3か月以内のものとする。

【書類作成時の留意事項】

- ・(1)、(2) は指定の様式を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- ・(3) は指定の様式を表紙とし、A4サイズ両面（縦）任意様式（20ページ以内）で作成し、以下の項目について提案内容として記載すること。
 - ①本区の障害者（児）施策に関する現状と課題について
 - ②江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の策定目的や背景を踏まえた策定プロセスについて
 - ③サービス必要量の見込みや目標値の設定等の正確な将来推計方法について
 - ④令和7年度障害者実態調査結果の計画への効果的な反映について
 - ⑤受託実績を生かした江東区障害者計画等推進協議会等の運営支援体制について
- ・(7) は発行日から3ヶ月以内のものを提出すること。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は情報開示請求の対象となり（法令で定める非該当事由に該当する項目は除く）、情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・提案書の内容で仕様確定とするものではない。

7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、江東区障害者福祉施策関連事業委託業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）において行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

提出書類について書類審査を実施し、上位3者を第一次審査通過者として選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの方法等については、第一次審査通過者に個別に通知する。

(4) 審査における留意事項

- ① プレゼンテーションには必ず本業務の担当者が出席し、プレゼンテーション及び質疑への回答を行うこと。
- ② プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。追加資料等の提出がある場合は区と協議すること。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ④ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。（電源、プロジェクター、スクリーンは区で用意する。）

(5) 候補者の選定について

- ① 江東区は、事業者選定委員会の審査結果に基づき、第一次審査と第二次審査の合計点の上位1者を委託候補者として決定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、点数が全体の60%を満たない点数の場合は、契約の交渉を行わない場合がある。
- ④ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。なお、次点の候補者の点数が全体の60%を満たない点数の場合は、契約の交渉を行わない場合がある。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場

合

- ③ 見積書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

第一次審査後、企画提案書を提出した全ての事業者へ第一次審査通過又は非通過の結果を通知する。また、第二次審査後、プレゼンテーションに参加した全ての事業者へ選定又は非選定の結果を通知するとともに、選定事業者との契約締結後に下記項目について江東区ホームページにて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とする。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

1 1 担当所管

江東区障害福祉部障害者施策課施策推進係（窓口番号 2 - 1 7）

〒135-8383 江東区東陽 4 - 1 1 - 2 8 防災センター 2階

電話：03-3647-4749

Fax：03-3699-0329

E-mail：shisaku-k@city.koto.lg.jp